

第1号議案

知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成20年12月定例会に提出される次の議案については、異議がないものとする。

平成20年12月3日

大阪府教育委員会

(条 例 案)

- 1 大阪府立高等学校等条例一部改正の件
- 2 大阪府基金条例一部改正の件
- 3 職員の給与に関する条例等一部改正の件

[根拠規定]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○条例案

番号	件名	概要
1	大阪府立高等学校等条例一部改正の件	<p>高等学校の改編に伴う規定整備を行う。(別表第一関係)</p> <p>(1)大阪府立羽曳野高等学校、大阪府立西浦高等学校、大阪府立泉南高等学校及び大阪府立砂川高等学校の項を削る。</p> <p>(2)大阪府立懐風館高等学校及び大阪府立りんくう翔南高等学校の項を追加する。</p> <p>〔施行予定期日〕 (1) 規則で定める日 (2) 平成 21 年 1 月 1 日</p>
2	大阪府基金条例一部改正の件	<p>大阪の教育課題に的確に対応し、子どもたちの確かな「学び」と「はぐくみ」を支えていけるよう、教育の充実を図り、また、大阪の教育の充実に協力いただける方々からの寄付金の受入れ先とするため、「大阪教育ゆめ基金」を設置する。</p> <p>〔施行予定期日〕 公布の日</p>
3	職員の給与に関する条例等一部改正の件	<p>(教育委員会関連)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 義務教育等教員特別手当の額の上限を、国庫負担金の算定基準の改正に準じて引き下げる。 2 府人事委員会勧告に基づき、教育職(高等学校、小・中学校)の給料表(特2級部分)を改正する。 3 教員特殊業務手当(非常災害時等の緊急業務、修学旅行等引率業務、部活動指導業務等)の額について、国庫負担金の算定基準の改正等を考慮して引き上げる。 <p>〔施行予定期日〕 平成 21 年 4 月 1 日 (2については平成 21 年 1 月 1 日)</p>

大阪府立高等学校等条例の改正の概要

教育委員会事務局教育振興室高等学校課

<p>改正の理由</p> <p>教育改革プログラム及び府立高等学校特色づくり・再編整備計画（全体計画）に基づき、大阪府立羽曳野高等学校と大阪府立西浦高等学校を統合して新たに大阪府立榎風館高等学校を設置し、及び大阪府立泉南高等学校と大阪府立砂川高等学校を統合して新たに大阪府立りんくう翔南高等学校を設置するため。</p>	<p>条例措置を要する理由</p> <p>地方自治法第244条の2第1項において、公の施設の設置及び管理に関する事項は条例で定めることとされているため。</p> <p>政策アセスメント</p> <p>各高等学校の再編整備について、羽曳野市及び泉南市と調整済</p>
<p>改正の要点</p> <p>1 大阪府立羽曳野高等学校、大阪府立西浦高等学校、大阪府立泉南高等学校及び大阪府立砂川高等学校の項を削る。</p> <p>2 大阪府立榎風館高等学校及び大阪府立りんくう翔南高等学校の項を追加する。 (別表第一関係)</p>	<p>制度間調整の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正 大阪府立高等学校通学区域に関する規則の一部改正 大阪府文書通送規程の一部改正 予算執行機関の指定（告示）の一部改正 大阪府基金条例に基づく府の機関の指定（告示）の一部改正
<p>施行予定期日</p> <p>1 規則で定める日 ※廃止する高校の在校生が卒業する年度の末日 2 平成21年1月1日 ※新設する高校の生徒募集及び開校準備のため。</p>	<p>その他審査の参考となる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育改革プログラム（平成11年4月策定。計画期間は平成11年度からの10年間） 府立高等学校特色づくり・再編整備計画（全体計画） （教育改革プログラムに基づく「府立高等学校の充実」に関する施策に係る「府立高等学校の特色づくり・再編整備の実施」に関する全体計画）
<p>適用区分</p>	

大阪府条例第

大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条

十八号(一)の項を次のように改正する。昭和二十三年大阪府条例第九に次のように加える。同表大阪府立金剛高等学校の項の次に

大阪府立懐風館高等学校	羽曳野市大黒
-------------	--------

別表第一大阪府立泉南高等学校の項及び大阪府立砂川高等学校の項を削り、同表大阪府立貝塚南高等学校の項の次に

大阪府立りんくう翔南高等学校	泉南市樽井二丁目
----------------	----------

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第一大阪府立金剛高等学校の項の次に大阪府立懐風館高等学校の項を加える改正規定は、平成二十一年一月一日から施行する。加

大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条例（案）要綱

1 高等学校の統合整備

- ・大阪府立羽曳野高等学校
 - ・大阪府立西浦高等学校
 - 大阪府立懐風館高等学校
(大阪府立羽曳野高等学校の校地校舎を使用)
-
- ・大阪府立泉南高等学校
 - ・大阪府立砂川高等学校
 - 大阪府立りんくう翔南高等学校
(大阪府立泉南高等学校の校地校舎を使用)

2 施行日

- ・大阪府立懐風館高等学校及び大阪府立りんくう翔南高等学校の設置
→平成21年1月1日（平成21年4月開校を予定しており、それに必要な生徒募集や開校準備を行うため。）
- ・大阪府立羽曳野高等学校、大阪府立西浦高等学校、大阪府立泉南高等学校及び大阪府立砂川高等学校の項の削除
→規則で定める日（在校生が卒業する年度の末日とするため。なお、平成21年度から募集を停止。）

大阪府立高等学校等条例新旧対照表

改正案		現行	
別表第一（第一条関係）		別表第一（第一条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
大阪府立金剛高等学校	富田林市藤沢台二丁目	大阪府立金剛高等学校	富田林市藤沢台二丁目
大阪府立槻風高等学校	羽曳野市大黒	大阪府立羽曳野高等学校	羽曳野市大黒
大阪府立長野高等学校	河内長野市原町二丁目	大阪府立西瀬高等学校	羽曳野市西瀬二丁目
(略)		大阪府立長野高等学校	河内長野市原町二丁目
大阪府立貝塚南高等学校	貝塚市橋本	(略)	
大阪府立りんくう南高等学校	泉南市柳井二丁目	大阪府立貝塚南高等学校	貝塚市橋本
大阪府立泉島取高等学校	阪南市縁ヶ丘二丁目	大阪府立泉南高等学校	泉南市柳井二丁目
(略)		大阪府立初川高等学校	泉南市佃邊町
		大阪府立泉島取高等学校	阪南市縁ヶ丘二丁目
		(略)	

「府立高等学校特色づくり・再編整備計画(全体計画)」

1 平成19年度(第5年次)の方針

- 「府立高等学校特色づくり・再編整備計画(全体計画)」に基づき、以下の点に留意して、平成19年度(第5年次)の特色づくり・再編整備を推進する。
- 「府立高等学校特色づくり・再編整備計画(全体計画)」の推進状況を踏まえ、通学区域内の特色ある学校の地域バランスに配慮しつつ再編整備を推進する。
- 対象校の決定にあたっては、新学区を前提とし、適正規模・適正配置の観点から検討を進める。
- 第5年次は、普通科総合選択制及び全日制単位制の整備に着手する。

2 平成19年度に着手する特色ある学校づくり

統合整備による特色づくり

学区	所在地	種類	対象校	新校募集開始	既存校募集停止	使用校地
第3学区	羽曳野市	普通科 総合選択制	はびきの 羽曳野高校	平成21年度 入学生募集時	平成21年度 入学生募集時	現羽曳野高校校地
			にしうら 西浦高校			
第4学区	泉南市	普通科 総合選択制	せんなん 泉南高校	平成21年度 入学生募集時	平成21年度 入学生募集時	現泉南高校校地
			すながわ 砂川高校			

新高校名について

府立高校の名称については、従前から北野高校、大手前高校、四條畷高校、岸和田高校等、所在する市区町名や字名を用いている例が多いが、清友高校、阪南高校、泉陽高校、大和川高校等、それぞれの事情により市区町名以外の校名をつけているものもある。

生徒急増対策として、年間十校程度の府立高校を開校する必要が生じ、これらに対処するため、昭和49年度からは「府立高等学校の校名決定に関する基本的考え方」に基づいて校名を定めてきた。

平成11年度を初年度とする「教育改革プログラム」に基づく特色づくり・再編整備計画の統合校の校名については、これまでの「府立高等学校の校名決定に関する基本的考え方」によらず、既存の高校と紛らわしい名称や別の場所に存在するかのような誤解を与える名称は採用しないこと、統合校が使用しないこととなる校地校舎を現に使用している高校の関係者の感情に十分配慮すること等を前提として、統合校を取り巻く地域及び各学校の関係者の意向を踏まえた上、新高校にふさわしい名称を個別に決定するものとする。

1 再編整備計画第1年次校の校名

- (1) 門真なみはや高等学校
- (2) 枚岡樟風高等学校

2 再編整備計画第2年次校の校名

- (1) 芦間高等学校
- (2) 八尾翠翔高等学校

3 再編整備計画第3年次対象校の校名

- (1) 槻の木高等学校
- (2) 成美高等学校
- (3) 港南造形高等学校
- (4) 咲洲高等学校

4 平成14年度実施対象校の校名

- (1) 枚方なぎさ高等学校
- (2) かわち野高等学校

5 平成15年度実施対象校の校名

【多部制単位制高校】

- (1) 成城高等学校
- (2) 東住吉総合高等学校
- (3) 和泉総合高等学校

【工科高校】

- (1) 茨木工科高等学校
- (2) 西野田工科高等学校
- (3) 淀川工科高等学校
- (4) 今宮工科高等学校
- (5) 城東工科高等学校
- (6) 布施工科高等学校
- (7) 藤井寺工科高等学校
- (8) 堺工科高等学校
- (9) 佐野工科高等学校

6 平成16年度実施対象校の校名

縁風冠高等学校

7 平成17年度実施対象校の校名

- (1) 北摂つばさ高等学校
- (2) 千里青雲高等学校

8 平成18年度実施対象校の校名

- (1) 北かわち草が丘高等学校
- (2) みどり清朋高等学校

9 平成19年度実施対象校の校名

8

(1) 大阪府立 懐風館 高等学校

【選定理由】

- 「懐風」は、「風を懐(おも)う」の意。両校のある羽曳野市は、東に二上山・葛城山系を青垣とし、古市古墳群を縫うが如く石川が流れる、古代文化開花の地である。また、「竹内街道」は、外国の使者や官吏が往来した難波津と飛鳥京を結ぶ最古の官道である。羽曳野市は古墳・飛鳥・奈良時代を通じて、進取の精神で先進の文明を取り入れるとともに、自国のアイデンティティを確立するため、超大国(隋・唐)と必死に対峙した先人たちの気概が息づく地である。「懐風」とは、こうした先賢たちの気風、風格、威風、その風土を忘れないという意味である。新高校も、不易の教育を重んじ、グローバルな時代にあっても確固とした自己を確立できる人材の育成を期する。
- 「懐風」は、また「風を懐(いだ)く」の意。「羽曳野」の名は、白鳥と化した日本武尊が、羽を曳くように丘陵を飛び去ったという伝説(記紀、白鳥神社縁起)に由来する。新高校を巣立つ生徒たちが、各自の風をしっかりと捉え、高い目標をめざして次代に翔(はば)いたってほしいとの願いを込める。「館」は、新高校が「学び舎」であることを明確に示す。

【選定方法】

羽曳野高校及び西浦高校の学校関係者(生徒・保護者・教職員・同窓会・後援会等)から新校の校名案を公募し、両校の代表者による「校名検討委員会」で応募のあった案について協議を重ね、校名候補案を選定しました。

(2) 大阪府立 りんくう翔南 高等学校

【選定理由】

- 両校のある泉南市は、大阪府南部に位置し大阪湾と和泉山脈に挟まれたのどかな田園地帯が広がり、鳥がさえずり、虫の声が聞こえ、豊かな自然に彩られている。また、世界への玄関口である関西国際空港に近接している。新高校は、そういう豊かな自然の中に包まれて、規律正しく充実した高校生活を過ごし、世界に向けて羽ばたくと同時に世界から新たなものを受け入れる生徒を育てるといふ願いがあり、「翔南」という名称が相応しいと考える。
- 「りんくう」は、2市1町が協力して創造した新しい町「りんくうタウン」とその対岸にある「関西国際空港」の近くに立地する学校の地理的特性を表し、豊かな自然と歴史・風土を尊重しながら新しい社会を創造しようという、地域の若々しい息吹を象徴している。
- 郷土の文化・風土の保存と発展、平和で豊かな世界の建設の一翼を担うに足る豊かな知性と人間性を育む学校でありたいという思いを「りんくう翔南」は表している。

【選定方法】

泉南高校及び砂川高校の学校関係者(生徒・保護者・教職員・同窓会・後援会等)から新校の校名案を公募し、両校の代表者による「校名検討委員会」で応募のあった案について協議を重ね、校名候補案を選定しました。

大阪府基金条例の改正の概要

教育委員会事務局総務企画課

改正の理由	条例措置を要する理由
<p>大阪の教育課題に的確に対応し、子どもたちの確かな「学び」と「はぐくみ」を支え、教育環境の充実を図り、また、大阪の教育の充実に協力的いただける方々からの寄付金の受入れ先とするため、「大阪教育ゆめ基金」を設置する。</p> <p>【基金活用対象事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> 子どもたちの学力を向上させる取組 学校が家庭・地域と連携して行う取組 子どもたちの規律・規範の確立に向けた取組 教職員の能力を向上させる取組 その他（「こころの再生」府民運動など、寄附金収入で対応する事業） 	<p>地方自治法第241条第1項の規定により、地方公共団体が基金を設けるためには、条例の定めるところによることとされているため。</p>
改正の要点	政策アセスメント
<ul style="list-style-type: none"> ・府が設置する基金に「大阪教育ゆめ基金」を加える。(第1条関係) ・本基金は、運用収益を事業経費に充ててを想定した基金なので、運用収益の積立を原則とした規定の適用除外とする。(第4条関係) 	財政課と調整済(基金の設置について)
施行予定年月日	制度間調整の内容
公布の日	
適用区分	その他審査の参考となる事項

大阪府条例第 号

大阪府基金条例の一部を改正する条例

大阪府基金条例（昭和三十九年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表大阪ミュージアム基金の項の次に次のように加える。

大阪教育ゆめ基金	教育の充実に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
----------	------------------------------

第四条中「大阪ミュージアム基金」の下に「、大阪教育ゆめ基金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正案

現行

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、他の条例で設置するもののほか、次の表の上欄に掲げる基金（以下「基金」という。）を、それぞれ同表の下欄に掲げる目的のために設置する。

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、他の条例で設置するもののほか、次の表の上欄に掲げる基金（以下「基金」という。）を、それぞれ同表の下欄に掲げる目的のために設置する。

基金の名称	設置の目的
(略)	(略)
大阪ミュージアム基金	大阪の魅力の再認識及び向上並びにこれについての情報の発信に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
大阪教育ゆめ基金	教育の充実に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
大阪府営印刷所基金	大阪府営印刷所の事業の健全な発達に資するため資金を積み立てること。
(略)	(略)

基金の名称	設置の目的
(略)	(略)
大阪ミュージアム基金	大阪の魅力の再認識及び向上並びにこれについての情報の発信に要する経費に充てるため資金を積み立てること。
大阪府営印刷所基金	大阪府営印刷所の事業の健全な発達に資するため資金を積み立てること。
(略)	(略)

2 (略)

第二条、第三条 (略)

(運用収益の処理)

第四条 基金（社会福祉施設職員福利厚生基金、なみはやスポーツ振興基金、文化振興基金、福祉基金、みどりの基金、環境保全基金、女性基金、ゆとり基金、大阪ミュージアム基金、大阪教育ゆめ基金、用品調達基金及び小口支払基金を除く。以下この条において同じ。）の運用から生ずる収益は、それぞれ当該収益の生じた基金に積み立てるものとする。

2 (略)

第二条、第三条 (略)

(運用収益の処理)

第四条 基金（社会福祉施設職員福利厚生基金、なみはやスポーツ振興基金、文化振興基金、福祉基金、みどりの基金、環境保全基金、女性基金、ゆとり基金、大阪ミュージアム基金、用品調達基金及び小口支払基金を除く。以下この条において同じ。）の運用から生ずる収益は、それぞれ当該収益の生じた基金に積み立てるものとする。

第五条 (略)

第五条 (略)

大阪府基金条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 大阪の教育の充実に要する経費に充てるため資金を積み立てることを目的として、大阪教育ゆめ基金を設置します。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

大阪教育ゆめ基金の創設について

【目的】

- 大阪の教育課題に的確に対応し、大阪の子どもたちの確かな「学び」と「はぐくみ」を支え、従来実施することができなかった教育の重要課題に必要に応じて緊急対応などが措置できるよう、教育環境の充実を図る。

【基金活用対象事業】

- 大阪の教育力を向上させるための事業で、次の取組を支援する。

- 1.子どもたちの学力を向上させる取組
- 2.学校が家庭・地域と連携して行う取組
- 3.子どもたちの規律・規範の確立に向けた取組
- 4.教職員の能力を向上させる取組
- 5.その他（「こころの再生」府民運動など、寄附金収入で対応する事業）

【基金の設置】

- 20年度中に大阪教育ゆめ基金を創設する。

【資金計画】

- 基金の積立額 30億円
 - ・義務教育費国庫負担金の増額相当分（39億円）の一部
 - ・寄附金等（ふるさと納税制度の活用）

21年度の基金活用事業（要求額）	
「大阪の教育力」向上に向けた緊急対策	
○ 市町村支援プロジェクト事業	5.0 億円
○ 地域による学校支援緊急対策事業	1.2 億円
○ リーディングティチャー養成研修事業	0.3 億円
○ 他部局が取り組む緊急対策事業 等	調整中

区分	20年度	21年度	22年度	計
積立金	10億円	10億円	10億円	30億円

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要（教育委員会関連部分）

- 1 義務教育等教員特別手当の額の改正（給与条例第24条の3関係）
義務教育諸学校等（小学校、中学校、高等学校・高等学校又は特別支援学校）に勤務するすべての教育職員に対して支給される義務教育等教員特別手当の上限額について、国庫負担金の算定基準の改正に準じて、20,200円から15,900円に改正する。
- 2 給料表の改正（給与条例別表第4イ及びロ関係）
高等学校等教育職給料表及び小学校・中学校教育職給料表のうち特2級（首席及び指導教諭）に係る給料月額について、従来は府の独自のものであったが、全国人事委員会連合会が特2級を含むモデル給料表を示し、これに伴い人事委員会が同モデル給料表に準じた改正を勧告したため、当該勧告どおり改正する。
- 3 教員特殊業務手当の額の改正（特殊勤務手当条例第20条関係）
非常災害時等の緊急業務、修学旅行等引率業務及び部活動指導業務等に係る教員特殊業務手当の額について、国庫負担金の算定基準の改正等を考慮し、1,500円～6,400円を2,400円～12,800円に改正する。

区分		現行	改正案	
非常災害時等の緊急業務	非常災害時の児童等の保護、災害復旧業務	3,200円（特に甚大な災害の場合は6,400円）	6,400円（特に甚大な災害の場合は12,800円）	
	児童等の疾病等の緊急業務、補導業務	週休日等に5時間以上8時間未満従事	1,600円（特に甚大な災害の場合は3,200円）	3,200円（特に甚大な災害の場合は6,400円）
		週休日等に4時間以上7時間未満従事		
		週休日等に3時間以上6時間未満従事		
		週休日等に8時間以上従事	3,000円	6,000円
		週休日等に7時間以上従事		
修学旅行、対外運動競技等引率業務	週休日等に5時間以上8時間未満従事	1,500円	3,000円	
	週休日等に4時間以上7時間未満従事			
	週休日等に3時間以上6時間未満従事			
	週休日等に8時間以上従事	1,700円	3,400円	
部活動・補習等指導業務	週休日等に6時間以上従事	2,500円	2,900円	
	週休日等に4時間以上6時間未満従事	2,000円	2,400円	
	週休日等に3時間以上4時間未満従事	1,700円	2,400円	
	週休日等に4時間以上従事			

4 施行期日 平成21年4月1日 ただし、2の給料表の改正については、同年1月1日から施行する。

(案)

大阪府条例第

職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例

第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項第二号中「百分の十」を「百分の

十三」に改める。

第十三条の四中「達しないこととなる時」の下に

「(異動等後の支給割合が百分の十未満である場合に限

る。)」を加え、同条第一号中「同じ。」の下に「(異動等

前の支給割合が百分の十を超える場合にあつては、百分

の十)」を加え、同条第二号中「支給割合」の下に「(異

動等前の支給割合が百分の十を超える場合にあつては、

百分の十)」を加える。

九百二十四条の三第二項中「二万二百円」を「一万五千

円」に改める。

第三十条の二中「預金口座」の下に「又は貯金口座」

を加える。

別表第四イの表及びロの表を次のように改める。

改正（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部）

第二條（平成十八年大阪府条例第九号）の一部を次のように改正する。附則第十四項中「百分の十三」を「百分の十四」に改

め（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第三條（平成十年大阪府条例第四十一号）の一部を次のように改正する。第二十条第二項の表前項第一号に掲げる業務の項中「三、二〇〇円」を「六、四〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「一、六〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「三、〇〇〇円」に改め、同表前項第四号に掲げる業務の項中「二、五〇〇円」を「二、九〇〇円」に、

二 週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き四時間以上六時間未満であるとき。	二、〇〇〇円
三 四時間勤務日において、正規の勤務時間以外に従事した時間が引き続き四時間以上であるとき。	一、七〇〇円

を

二 週休日又は指定日等において、従事した時間が引き続き四時間以上六時間未満であるとき。	二、四〇〇円
三 四時間勤務日において、正規の勤務時間以外に従事した時間が引き続き四時間以上であるとき。	

に

改める。

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、この表の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、同年一月一日から施行する。

2（施行日前の異動者の号給の調整）この条例の施行の日において職員の給与に関する条例

第三表又は同号口に規定する高等
職の異動した職員及び人のうち、
同日における号給に委員会の
職務の級を異にする異動等をしたもの
と必要と認められる限度において、
より、必要な調整を行うこと
が、
（委任）
3 前項に定めるもののほか、この
な事項は、人事委員会が定める。

別表第4 教育職給料表（第3条関係）

イ 高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の 級 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	181,700	297,700	331,500	424,900
	2	150,300	184,500	300,400	333,800	426,800
	3	151,800	187,200	303,100	336,100	428,700
	4	153,300	189,900	305,800	338,400	430,600
	5	154,900	192,800	308,500	340,700	432,500
	6	156,800	194,500	311,200	343,000	434,400
	7	158,600	196,200	313,900	345,300	436,300
	8	160,400	197,900	316,600	347,600	438,200
	9	162,200	199,700	319,300	349,800	440,000
	10	164,300	201,400	321,700	352,000	441,900
	11	166,300	203,100	324,100	354,200	443,800
	12	168,300	204,800	326,500	356,400	445,700
	13	170,300	206,600	328,900	358,600	447,500
	14	172,500	208,500	331,100	360,700	449,400
	15	174,700	210,400	333,300	362,800	451,300
	16	176,900	212,300	335,500	364,900	453,200
	17	179,200	214,000	337,700	366,900	455,000
	18	181,800	216,000	339,900	368,900	456,900
	19	184,300	218,000	342,100	370,900	458,800
	20	186,800	220,000	344,300	372,900	460,700
	21	189,300	221,900	346,500	375,000	462,500
	22	191,000	224,600	348,700	377,000	464,400
	23	192,700	227,300	350,900	379,000	466,300
	24	194,400	230,000	353,100	381,000	468,200
	25	195,900	232,800	355,300	382,900	470,000
	26	197,600	235,700	357,400	384,900	471,700
	27	199,300	238,600	359,500	386,900	473,400
	28	201,000	241,500	361,600	388,900	475,100
	29	202,500	244,300	363,700	390,800	476,900
	30	204,200	247,100	365,800	392,800	478,600
	31	205,900	249,900	367,900	394,800	480,300
	32	207,600	252,700	370,000	396,800	482,000
	33	209,200	255,500	372,100	398,700	483,700
	34	211,000	258,100	374,100	400,500	484,700
	35	212,800	260,700	376,100	402,300	485,700
	36	214,600	263,300	378,100	404,100	486,700
	37	216,300	265,900	380,100	405,700	487,800
	38	218,100	268,500	381,900	407,300	488,800
	39	219,900	271,100	383,700	408,900	489,800
	40	221,700	273,700	385,500	410,500	490,800
	41	223,600	276,300	387,300	412,200	491,900
	42	225,400	278,900	389,000	413,800	492,900
	43	227,200	281,500	390,700	415,400	493,900
	44	229,000	284,100	392,400	417,000	494,900
	45	230,900	286,600	394,100	418,700	496,000
	46	232,600	289,200	395,600	420,300	497,000
	47	234,300	291,700	397,100	421,900	498,000
	48	236,000	294,200	398,600	423,500	499,000
	49	237,600	296,500	400,100	425,200	500,100
	50	239,300	299,200	401,600	426,800	501,100
	51	241,000	301,900	403,100	428,400	502,100
	52	242,700	304,600	404,600	430,000	503,100
	53	244,300	307,100	406,100	431,700	504,200
	54	246,000	309,600	407,500	433,300	505,200
	55	247,700	312,100	408,900	434,900	506,200
	56	249,400	314,600	410,300	436,500	507,200
	57	251,000	317,000	411,700	438,200	508,300
	58	252,600	319,200	413,100	439,800	
	59	254,200	321,400	414,500	441,400	
	60	255,800	323,600	415,900	443,000	
	61	257,400	325,900	417,300	444,700	
	62	259,000	328,100	418,700	446,300	
	63	260,600	330,300	420,100	447,900	
	64	262,100	332,500	421,500	449,500	

再任用
職員以
外の職
員

65	263,600	334,700	422,900	451,200
66	265,300	336,900	424,200	452,800
67	267,000	339,100	425,500	454,400
68	268,700	341,300	426,800	456,000
69	270,200	343,500	428,100	457,600
70	271,700	345,700	429,300	459,200
71	273,200	347,900	430,500	460,800
72	274,700	350,100	431,700	462,400
73	276,000	352,100	432,900	463,900
74	277,400	354,200	434,000	464,900
75	278,800	356,300	435,100	465,900
76	280,200	358,400	436,200	466,900
77	281,600	360,400	437,300	467,700
78	282,800	362,400	438,400	468,700
79	284,000	364,400	439,500	469,700
80	285,200	366,400	440,600	470,700
81	286,500	368,400	441,700	471,500
82	287,700	370,100	442,500	472,500
83	288,900	371,800	443,300	473,500
84	290,100	373,500	444,100	474,500
85	291,400	375,200	444,900	475,300
86	292,600	376,700	445,500	476,300
87	293,800	378,200	446,100	477,300
88	295,000	379,700	446,700	478,300
89	296,200	381,200	447,300	479,100
90	297,400	382,700	447,900	480,100
91	298,600	384,200	448,500	481,100
92	299,800	385,700	449,100	482,100
93	300,800	387,200	449,700	482,900
94	302,000	388,600	450,300	
95	303,200	390,000	450,900	
96	304,400	391,400	451,500	
97	305,400	392,900	452,100	
98	306,500	394,200		
99	307,600	395,500		
100	308,700	396,800		
101	309,600	398,200		
102	310,700	399,300		
103	311,800	400,400		
104	312,900	401,500		
105	313,800	402,600		
106	314,700	403,700		
107	315,600	404,800		
108	316,500	405,900		
109	317,500	406,800		
110	318,100	407,800		
111	318,700	408,800		
112	319,300	409,800		
113	320,000	410,700		
114	320,500	411,600		
115	321,000	412,500		
116	321,500	413,400		
117	322,100	414,100		
118	322,600	414,900		
119	323,100	415,700		
120	323,600	416,500		
121	324,200	417,300		
122	324,700	418,100		
123	325,200	418,900		
124	325,700	419,700		
125	326,300	420,500		
126	326,700	421,000		
127	327,100	421,500		
128	327,500	422,000		
129	327,800	422,400		
130	328,200	422,900		
131	328,600	423,400		
132	329,000	423,900		
133	329,200	424,300		
134	329,500	424,800		

135	329,800	425,300			
136	330,100	425,800			
137	330,500	426,200			
138	330,800	426,700			
139	331,100	427,200			
140	331,400	427,700			
141	331,700	428,100			
142	332,000	428,600			
143	332,300	429,100			
144	332,600	429,600			
145	332,900	430,000			
146	333,200	430,500			
147	333,500	431,000			
148	333,800	431,500			
149	334,000	431,900			
150	334,300				
151	334,600				
152	334,900				
153	335,100				
154	335,400				
155	335,700				
156	336,000				
157	336,200				
158	336,500				
159	336,800				
160	337,100				
161	337,300				
162	337,600				
163	337,900				
164	338,200				
165	338,400				
166	338,700				
167	339,000				
168	339,300				
169	339,500				
再任用 職員	235,300	279,400	308,800	338,200	424,900

備考

- 1 この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- 2 この表の1級の165号給から169号給までは、人事委員会規則で定める講師及び養護助教諭のみに適用する。
- 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 小学校・中学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	265,300	286,300	414,500
	2	150,300	166,500	268,000	289,400	416,100
	3	151,800	168,600	270,700	292,500	417,700
	4	153,300	170,800	273,400	295,600	419,300
	5	154,900	172,800	276,100	298,400	421,000
	6	156,800	175,000	278,800	301,500	422,600
	7	158,600	177,200	281,500	304,600	424,200
	8	160,400	179,400	284,200	307,700	425,800
	9	162,200	181,700	286,900	310,700	427,300
	10	164,300	184,500	289,600	313,600	428,700
	11	166,300	187,200	292,300	316,500	430,100
	12	168,300	189,900	295,000	319,400	431,500
	13	170,300	192,800	297,700	322,300	432,900
	14	172,500	194,500	300,400	324,600	434,300
	15	174,700	196,200	303,100	326,900	435,700
	16	176,900	197,900	305,800	329,200	437,100
	17	179,200	199,700	308,500	331,500	438,400
	18	181,800	201,400	311,200	333,800	439,800
	19	184,300	203,100	313,900	336,100	441,200
	20	186,800	204,800	316,600	338,400	442,600
	21	189,300	206,600	319,300	340,700	443,900
	22	191,000	208,500	321,700	343,000	445,300
	23	192,700	210,400	324,100	345,300	446,700
	24	194,400	212,300	326,500	347,600	448,100
	25	195,900	214,000	328,900	349,800	449,400
	26	197,500	216,000	331,100	351,700	450,700
	27	199,100	218,000	333,300	353,600	452,000
	28	200,700	220,000	335,500	355,500	453,300
	29	202,400	221,900	337,700	357,400	454,600
	30	204,100	224,600	339,800	359,300	455,800
	31	205,800	227,300	341,900	361,200	457,000
	32	207,500	230,000	344,000	363,100	458,200
	33	209,000	232,800	346,100	364,900	459,400
	34	210,700	235,700	348,100	366,700	460,300
	35	212,400	238,600	350,100	368,500	461,200
	36	214,100	241,500	352,100	370,300	462,100
	37	215,700	244,300	354,100	372,200	463,000
	38	217,400	247,100	355,900	373,800	463,900
	39	219,100	249,900	357,700	375,400	464,800
	40	220,800	252,700	359,500	377,000	465,700
	41	222,600	255,500	361,300	378,700	466,600
	42	224,400	258,100	363,000	380,300	467,500
	43	226,200	260,700	364,700	381,900	468,400
	44	228,000	263,300	366,400	383,500	469,300
	45	229,900	265,900	368,100	385,100	470,200
	46	231,600	268,500	369,800	386,700	471,100
	47	233,300	271,100	371,500	388,300	472,000
	48	235,000	273,700	373,200	389,900	472,900
	49	236,700	276,300	374,900	391,400	473,800
	50	238,400	278,900	376,400	392,900	474,700
	51	240,100	281,500	377,900	394,400	475,600
	52	241,800	284,100	379,400	395,900	476,500
	53	243,300	286,600	380,900	397,500	477,400
	54	245,000	289,200	382,300	398,900	
	55	246,700	291,700	383,700	400,300	
	56	248,400	294,200	385,100	401,700	
	57	250,000	296,500	386,500	403,200	
	58	251,500	299,200	387,800	404,600	
	59	253,000	301,900	389,100	406,000	
	60	254,500	304,600	390,400	407,400	
	61	256,100	307,100	391,700	408,700	
	62	257,600	309,600	392,900	410,100	
	63	259,100	312,100	394,100	411,500	
	64	260,500	314,600	395,300	412,900	
	65	261,800	317,000	396,500	414,100	
	66	263,400	319,200	397,700	415,300	

再任用
職員以
外の職
員

67	265,000	321,400	398,900	416,500
68	266,600	323,600	400,100	417,700
69	268,300	325,900	401,300	418,800
70	269,800	328,100	402,400	420,000
71	271,300	330,300	403,500	421,200
72	272,800	332,500	404,600	422,400
73	274,100	334,700	405,700	423,400
74	275,400	336,900	406,700	424,200
75	276,700	339,100	407,700	425,000
76	278,000	341,300	408,700	425,800
77	279,400	343,300	409,700	426,700
78	280,600	345,200	410,500	427,500
79	281,800	347,100	411,300	428,300
80	283,000	349,000	412,100	429,100
81	284,300	350,800	412,900	429,900
82	285,500	352,600	413,700	430,600
83	286,700	354,400	414,500	431,300
84	287,900	356,200	415,300	432,000
85	289,000	357,900	416,100	432,700
86	290,000	359,600	416,800	433,400
87	291,000	361,300	417,500	434,100
88	292,000	363,000	418,200	434,800
89	293,100	364,700	418,900	435,500
90	294,000	366,100	419,600	436,200
91	294,900	367,500	420,300	436,900
92	295,800	368,900	421,000	437,600
93	296,500	370,400	421,700	438,100
94	297,300	371,700	422,300	438,800
95	298,100	373,000	422,900	439,500
96	298,900	374,300	423,400	440,200
97	299,800	375,700	423,900	440,700
98	300,600	376,800	424,500	441,400
99	301,400	377,900	425,100	442,100
100	302,200	379,000	425,600	442,800
101	303,100	380,200	426,100	443,300
102	303,600	381,300	426,700	444,000
103	304,100	382,400	427,300	444,700
104	304,600	383,500	427,800	445,400
105	305,100	384,500	428,300	445,900
106	305,500	385,500	428,900	446,600
107	305,900	386,500	429,500	447,300
108	306,300	387,500	430,000	448,000
109	306,500	388,400	430,500	448,500
110	306,900	389,400	431,100	449,200
111	307,300	390,400	431,700	449,900
112	307,700	391,400	432,200	450,600
113	307,900	392,200	432,700	451,100
114	308,200	393,100		
115	308,500	394,000		
116	308,800	394,900		
117	309,100	395,900		
118	309,400	396,700		
119	309,700	397,500		
120	310,000	398,300		
121	310,200	399,100		
122	310,500	399,900		
123	310,800	400,700		
124	311,100	401,500		
125	311,300	402,200		
126		402,900		
127		403,600		
128		404,300		
129		405,100		
130		405,800		
131		406,500		
132		407,200		
133		407,700		
134		408,300		
135		408,900		
136		409,500		
137		409,900		

138			410,500			
139			411,100			
140			411,700			
141			412,100			
142			412,700			
143			413,300			
144			413,900			
145			414,300			
146			414,900			
147			415,500			
148			416,100			
149			416,500			
150			417,100			
151			417,700			
152			418,300			
153			418,700			
154			419,300			
155			419,900			
156			420,500			
157			420,900			
158			421,500			
159			422,100			
160			422,700			
161			423,100			
再任用 職員		226,400	276,000	303,700	331,300	414,600

備考

- 1 この表は、小学校又は中学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

改正案	現 行
<p>(地域手当)</p> <p>第十三条の二 地域手当は、大阪府の区域及び当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該大阪府の区域又は地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該大阪府の区域又は地域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 大阪府の区域 百分の十</p> <p>二 前項の人事委員会規則で定める地域及び公署 当該地域又は公署の所在する地域に在勤する国又は地方公共団体の職員に支給される地域手当の支給割合を考慮して百分の十三を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合</p> <p>第十三条の四 大阪府の区域若しくは第十三条の二第一項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署（以下「大阪府の区域等」という。）に在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に掲げる割合をいう。以下「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同項各号に掲げる割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき（異動等後の支給割合が百分の十未満である場合に限る。）又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が大阪府の区</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第十三条の二 地域手当は、大阪府の区域及び当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該大阪府の区域又は地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該大阪府の区域又は地域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 大阪府の区域 百分の十</p> <p>二 前項の人事委員会規則で定める地域及び公署 当該地域又は公署の所在する地域に在勤する国又は地方公共団体の職員に支給される地域手当の支給割合を考慮して百分の十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合</p> <p>第十三条の四 大阪府の区域若しくは第十三条の二第一項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署（以下「大阪府の区域等」という。）に在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に掲げる割合をいう。以下「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る地域手当の支給割合（同項各号に掲げる割合をいい、人事委員会規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき</p> <p>又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が大阪府の区</p>

域等に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により地域手当を支給される期間を除き、第十三条の二の規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

- 一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。以下同じ。）（異動等前の支給割合が百分の十を超える場合にあつては、百分の十）
- 二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が百分の十を超える場合にあつては、百分の十）に百分の八十を乗じて得た割合

（義務教育等教員特別手当）

第二十四条の三 義務教育等教員特別手当は、義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員に対して支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、一万五千九百円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3、4 （略）

（給与の口座振込み）

第三十条の二 給与は、職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座又は貯金口座への振込みの方法により支給することができる。

域等に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により地域手当を支給される期間を除き、第十三条の二の規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

- 一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。以下同じ。）
- 二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

（義務教育等教員特別手当）

第二十四条の三 義務教育等教員特別手当は、義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員に対して支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、二万二百円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3、4 （略）

（給与の口座振込み）

第三十条の二 給与は、職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号）新旧対照表（第二
条関係）

改正案	現行
<p>(地域手当に関する経過措置)</p> <p>14 新給与条例第十三条の三の規定の適用については、当分の間、同条中「百分の十五」とあるのは、「百分の十四」とする。</p>	<p>(地域手当に関する経過措置)</p> <p>14 新給与条例第十三条の三の規定の適用については、当分の間、同条中「百分の十五」とあるのは、「百分の十三」とする。</p>

改正案			現行		
(教員特殊業務手当) 第二十条 (略) 2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の表の上欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。			(教員特殊業務手当) 第二十条 (略) 2 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の表の上欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。		
業務	区分	手当の額	業務	区分	手当の額
前項第一号に掲げる業務	一 週休日又は指定日等において、従事した時間が八時間以上であるとき。	前項第一号イに掲げる業務にあつては六、四〇〇円（被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合（人事委員会規則で定める場合に限る。）にあつては、その額にその百分の百に相当する額を加算した額）、同号ロ及びハに掲げる業務にあつては六、〇〇〇円	前項第一号に掲げる業務	一 週休日又は指定日等において、従事した時間が八時間以上であるとき。	前項第一号イに掲げる業務にあつては三、二〇〇円（被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合（人事委員会規則で定める場合に限る。）にあつては、その額にその百分の百に相当する額を加算した額）、同号ロ及びハに掲げる業務にあつては三、〇〇〇円
	二 四時間勤務日において、正規の勤務時間以外に従事した時間が七時間以上であるとき。	前項第一号イに掲げる業務にあつては三、二〇〇円（被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合（人事委員会規則で定める場合に限る。）にあつては、その額にその百分の百に相当する額を加算した額）、同号ロ及びハに掲げる業務にあつては三、〇〇〇円		二 四時間勤務日において、正規の勤務時間以外に従事した時間が七時間以上であるとき。	前項第一号イに掲げる業務にあつては三、二〇〇円（被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合（人事委員会規則で定める場合に限る。）にあつては、その額にその百分の百に相当する額を加算した額）、同号ロ及びハに掲げる業務にあつては三、〇〇〇円
	三 週休日、指定日等及び四時間勤務日以外の日において、正規の勤務時間以外に従事した時間が六時間以上であるとき。	前項第一号イに掲げる業務にあつては三、〇〇〇円		三 週休日、指定日等及び四時間勤務日以外の日において、正規の勤務時間以外に従事した時間が六時間以上であるとき。	前項第一号イに掲げる業務にあつては三、〇〇〇円
	四 週休日又は指定日等において、従事した時間が五時間以上八時間未満であるとき。	前項第一号イに掲げる業務にあつては三、二〇〇円（被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合（人事委員会規則で定める場合に限る。）にあつては、その額にその百分の百に相当する額を加算した額）、同号ロ及びハに掲げる業務にあつては三、〇〇〇円		四 週休日又は指定日等において、従事した時間が五時間以上八時間未満であるとき。	前項第一号イに掲げる業務にあつては三、二〇〇円（被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合（人事委員会規則で定める場合に限る。）にあつては、その額にその百分の百に相当する額を加算した額）、同号ロ及びハに掲げる業務にあつては三、〇〇〇円
	五 四時間勤務日において、正規の勤務時間以外に従事した時間が四時間以上七時間未満であるとき。	前項第一号イに掲げる業務にあつては三、〇〇〇円		五 四時間勤務日において、正規の勤務時間以外に従事した時間が四時間以上七時間未満であるとき。	前項第一号イに掲げる業務にあつては三、〇〇〇円
	六 週休日、指定日等及び四時間勤務日以外の日において、正規の勤務時間以外に従事した時間が三時間以上六時間未満であるとき。	前項第一号イに掲げる業務にあつては三、〇〇〇円		六 週休日、指定日等及び四時間勤務日以外の日において、正規の勤務時間以外に従事した時間が三時間以上六時間未満であるとき。	前項第一号イに掲げる業務にあつては三、〇〇〇円
前項第二号及び第三号に掲げる業務	その日において、従事した時間が八時間以上であるとき。	三、四〇〇円	前項第二号及び第三号に掲げる業務	その日において、従事した時間が八時間以上であるとき。	一、七〇〇円

改正案

現行

<p>前項第 四号に 掲げる 業務</p>	<p>一 週休日又は指定日 等において、従事し た時間が引き続き六 時間以上であると き。</p>	<p>11,900円</p>	<p>二 週休日又は指定日 等において、従事し た時間が引き続き四 時間以上六時間未満 であるとき。</p>	<p>11,400円</p>	<p>三 四時間勤務日にお いて、正規の勤務時 間以外に従事した時 間が引き続き四時間 以上であるとき。</p>	<p>900円</p>								
<p>前項第 五号に 掲げる 業務</p>	<p>一 週休日又は指定日 等において、従事し た時間が八時間以上 であるとき。</p>	<p>900円</p>	<p>二 四時間勤務日にお いて、正規の勤務時 間以外に従事した時 間が八時間以上であ るとき。</p>	<p>900円</p>	<p>前項第 四号に 掲げる 業務</p>	<p>一 週休日又は指定日 等において、従事し た時間が引き続き六 時間以上であると き。</p>	<p>11,500円</p>	<p>二 週休日又は指定日 等において、従事し た時間が引き続き四 時間以上六時間未満 であるとき。</p>	<p>11,000円</p>	<p>三 四時間勤務日にお いて、正規の勤務時 間以外に従事した時 間が引き続き四時間 以上であるとき。</p>	<p>11,700円</p>	<p>前項第 五号に 掲げる 業務</p>	<p>一 週休日又は指定日 等において、従事し た時間が八時間以上 であるとき。</p>	<p>900円</p>

財 第 2520 号
平成20年12月2日

大阪府教育委員会委員長 様

大阪府知事
(公印省略)

平成20年12月定例府議会に提出する議案について (協議)

標記について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第29条の規定により、下記について意見を求めます。

記

(条 例 案)

- 1 大阪府立高等学校等条例一部改正の件
- 2 大阪府基金条例一部改正の件
- 3 職員の給与に関する条例等一部改正の件